

開発行為許可申請提出図書の一覧表

※(原本)については、備考欄に指示がない限り正本に原本を添付のこと

綴じる 順番	申請図書(含む添付書類)	自己の 住 宅	自己の 業 務	自己外 の 開 発	備 考	
1	開発行為許可申請書	○	○	○	省令第16条第1項 省令別記様式2「開発行為許可申請書」	
2	設計説明書	○	○	○	省令第16条第2項及び第3項 市規則第5号様式(第3条第3号)「設計説明書」	
3	委任状	○	○	○	市規則第2条第7号(市長が必要と認める書類) 代理者に委任する場合(連絡先電話番号記入)	
4	設計者	○	○	○	省令第17条第4号 市規則第6号様式の2(第3条第5項) 「設計者の資格に関する申告書」 開発区域の面積が1ha以上の場合のみ添付	
					卒業証明、資格証明書等	市規則第2条第7号(市長が必要と認める書類) 省令第19条を参照のこと
					申請地が 宅地造成工事規制区域の場合	法33条第7号 宅地造成等規制法施行令第16条に該当する場合 高さが5Mを超える擁壁の設置又は、切盛面積が1,500 ㎡を超える排水施設の設置の場合
					設計者の資格に関する 申告書	奈良市宅地造成等規制法施行細則第1号様式 「設計者の資格に関する申告書」
					卒業証明、資格証明書等	宅地造成等規制法施行令第17条各号、同法施行規 則第23条各号を参照のこと
5	申請者				法第33条第1項第12号 市規則第1号様式(第2条第5号) 「申請者の資力及び信用に関する申告書」 自己業務用1ha未満は不要	
					法人の登記簿謄本(原本)	市規則第2条第7号(市長が必要と認める書類) 交付後3ヶ月以内のもの(個人の場合は、住民票)
					事業経歴書	市規則第2条第7号(市長が必要と認める書類)
					納税証明書(原本)	市規則第2条第7号(市長が必要と認める書類) 法人税・所得税
6	資金計画書		○	○	省令第16条第5項 省令様式第3「資金計画書」 自己業務用1ha未満は不要	
7	工事 施 行 者				法第33条第1項第13号 市規則第2号様式(第2条第6号) 「工事施行者の能力に関する申告書」 自己業務用1ha未満は不要	
					法人の登記簿謄本(原本)	市規則第2条第7号(市長が必要と認める書類) 交付後3ヶ月以内のもの(個人の場合は、住民票)
					事業経歴書	市規則第2条第7号(市長が必要と認める書類)
					建設業の許可の写し	市規則第2条第7号(市長が必要と認める書類) 土木工事に関するもの
8	開発行為についての協議報告書 (公共施設の管理者との協議書添付)	○	○	○	法第32条第2項、法第30条第2項 市規則第4号様式(第3条第2号) 「開発行為についての協議報告書」 公共施設の管理者となるものとの協議書等の写しを添付	
9	開発行為施行同意概要書 (公共施設の管理者の同意書)	○	○	○	法第32条第1項、法第30条第2項 市規則第3号様式(第3条第1号) 「開発行為施行同意概要書」 公共施設の管理者の同意書の写しを添付	
10	消防長の同意書(原本)		○	○	法第33条第1項第2項、政令第25条第1項第8号 市規則第2条第7号(市長が必要と認める書類)	

※(原本)については、備考欄に指示がない限り正本に原本を添付のこと

綴じる 順番	申請図書(含む添付書類)	自己の 住 宅	自己の 業 務	自己外 の 開 発	備 考
11	排水放流に関する書類	○	○	○	法第32条第1項 市規則第2条第7号(市長が必要と認める書類) 汚水、雨水その他地表水を排水するための水利組合等との協議報告書又は放流同意書 開発完了地における再開発(二次開発)については、不要(開発行為の検査済証の写しを添付)
12	地 籍 図 (公図、不動産登記法第14条地図の写し)	○	○	○	市規則第2条第2号 申請の区域、公共施設の色分け (申請区域(黄)・道(赤)・水路(青)等) 転写場所、転写年月日、転写者氏名、捺印 転写後3ヶ月以内のもの
13	申請地の 登記事項証明書(原本)	○	○	○	市規則第2条第1号 開発区域内の土地全て 交付後3ヶ月以内のもの
14	隣接地の登記事項要約書 又は登記事項証明書(原本)	○	○	○	市規則第2条第7号(市長が必要と認める書類) 開発区域に隣接する土地全て 交付後3ヶ月以内のもの 境界確定書を添付の場合は、登記事項証明書を添付
15	開発行為に関する工事施行の 妨げとなる権利者の同意書	○	○	○	法第33条第1項第14号、省令第17条第1項第3号 市規則第6号様式(第3条第4号) 「開発行為に関する工事施行の妨げとなる権利者の同意書」 市規則第2条第7号(市長が必要と認める書類) 印鑑証明書添付(原本)(同意日以前3ヶ月以内) 権利者が法人の場合、代表者事項証明書添付 (原本)(同意日以前3ヶ月以内)
16	開発区域を明らかにする書類 (境界確定書等)	○	○	○	市規則第2条第7号(市長が必要と認める書類)
	公共施設との境界明示	○	○	○	道路、河川、水路等の境界確定書の写し 原本照合のため、受付時に原本を持参
	隣地との境界確定書	○	○	○	隣地との境界確定書の写し又は、昭和62年4月以降の法務局届け出の登記された地積測量図(法務局受付印若しくは法務局証明印のあるもの) 原本照合のため、受付時に境界確定書の原本持参
17	開発区域位置図	○	○	○	省令第17条第1項第1号及び同条第2項 方位、縮尺、位置、形を明示した地形図 周辺の都市計画施設を記入 縮尺1/10,000 以上 開発区域図と兼用しても良い 「開発区域位置図」「開発区域図」と表示
18	開発区域図	○	○	○	省令第17条第1項第2号及び同条第3項 都市計画図に区域を正確に記入 縮尺1/2,500 以上 開発区域位置図と兼用しても良い 「開発区域位置図」「開発区域図」と表示
19	流量計算書 (排水流域図添付)	○	○	○	市規則第2条第7号(市長が必要と認める書類) 集水面積求積、申請区域外も検討 計画雨水量は合理式、 設計流速はマンニングの公式で計算
20	構造計算書	○	○	○	市規則第2条第7号(市長が必要と認める書類) 全高1m以上の擁壁等
21	現況写真	○	○	○	市規則第2条第7号(市長が必要と認める書類) 開発区域の全体がわかるもの 開発区域を表示

※(原本)については、備考欄に指示がない限り正本に原本を添付のこと

綴じる 順番	申請図書(含む添付書類)	自己の 住 宅	自己の 業 務	自己外 の 開 発	備 考
22	設 計 図				省令第16条第6項 全ての図面には設計者氏名捺印をすること
	現 況 図	○	○	○	省令第16条第4項
	土 地 利 用 計 画 図	○	○	○	省令第16条第4項
	造 成 計 画 平 面 図	○	○	○	省令第16条第4項
	造 成 計 画 断 面 図	○	○	○	省令第16条第4項
	排 水 施 設 計 画 平 面 図	○	○	○	省令第16条第4項
	給 水 施 設 計 画 平 面 図		○	○	省令第16条第4項
	が け の 断 面 図 (の り 面 詳 細 図)	○	○	○	省令第16条第4項
	擁 壁 の 断 面 図 (擁 壁 構 造 図)	○	○	○	省令第16条第4項
	擁 壁 の 背 面 図 (擁 壁 展 開 図)	○	○	○	市規則第2条第3号
	面 積 求 積 図	○	○	○	市規則第2条第4号
	排 水 施 設 構 造 図	○	○	○	市規則第2条第7号(市長が必要と認める書類)
	放 流 先 水 路 等 構 造 図	○	○	○	市規則第2条第7号(市長が必要と認める書類)
	道 路 計 画 縦 断 図	○	○	○	市規則第2条第7号(市長が必要と認める書類)
	道 路 計 画 横 断 図	○	○	○	市規則第2条第7号(市長が必要と認める書類)
下 水 道 縦 断 図	○	○	○	市規則第2条第7号(市長が必要と認める書類)	

※(原本)については、備考欄に指示がない限り正本に原本を添付のこと

綴じる 順番	申請図書(含む添付書類)	自己の 住 宅	自己の 業 務	自己外 の 開 発	備 考
23	建築計画図				分譲宅地開発を除く
	配 置 図	○	○	○	市規則第2条第7号(市長が必要と認める書類)
	平 面 図	○	○	○	市規則第2条第7号(市長が必要と認める書類)
	立 面 図	○	○	○	市規則第2条第7号(市長が必要と認める書類)
	断 面 図	○	○	○	市規則第2条第7号(市長が必要と認める書類)
24	開発指導要綱に基づく書類		○	○	市規則第2条第7号(市長が必要と認める書類)
	指定自治会等との協議報告書		○	○	指定自治会等との協議報告書又は、同意書
	関係各課の締結済み協議書		○	○	関係各課との締結済み協議書 (写しを正本、原本を副本) 協議書の添付図書
25	そ の 他				
	法第34条に該当する事を 証 する 書 類	○	○	○	市規則第2条第7号(市長が必要と認める書類) 9号届出受理書、開発行為事前協議通知書、 農家証明書(各々原本)等
	防 災 計 画 書	○	○	○	市規則第2条第7号(市長が必要と認める書類) 防災上必要な場合、工事中の斜面崩壊・ 土砂の流失防止措置 (防災計画平面図・構造図)
	隣接地の造成協力同意書	○	○	○	市規則第2条第7号(市長が必要と認める書類) 申請に係る造成工事が、隣接地の造成協力が必要な 場合、隣接地の土地の登記事項証明書と土地所有者 の造成協力に対する同意書を添付
	擁壁の水抜き同意書	○	○	○	市規則第2条第7号(市長が必要と認める書類) 申請に係る造成工事において、隣地に接して擁壁を設 置し、水抜き穴からの水が直接隣地に入る場合、隣接 地の土地の登記事項証明書と土地所有者の水抜きに 対する同意書を添付
その他必要な書類	○	○	○	市規則第2条第7号(市長が必要と認める書類) 審査及び許可するにおいて、必要であると指示した書 類	
26	計画概要書	○	○	○	市規則第2条第7号(市長が必要と認める書類) (申請書とは別綴じ)
	開 発 区 域 図	○	○	○	様式Aに記入(A4判)
	土 地 利 用 計 画 図	○	○	○	様式Bに記入(A4判)